

～ 寄付金控除のご案内 ～

認定NPO法人川口市民環境会議

当NPOは、2010年11月16日より、国税庁の認定を受け、認定NPO法人となりました（全国で187番目、埼玉県内では3番目）。これにより、川口市民環境会議へのご寄附は、**寄附金控除等の税の優遇措置**を受けることができるようになりました。

認定NPO法人とは

NPO 法人のなかで、
広く一般から支持を受けている
活動や組織運営が適正に行われている
より多くの情報が公開されている
といった点から、より公益性が高いと国税庁長官が認めるものです。

寄付金が控除されます

個人がご寄附された場合

所得税

(寄附金額 2000円) × 40%

が所得税の税額控除となり、3月に確定申告をすると税金が戻って (= 還付) きます*。

たとえば・・・

寄附金	2,000	3,000	5,000	10,000	50,000	100,000	500,000
還付金	0	400	1,200	3,200	19,200	39,200	199,200

* 控除を受けられる寄附金額は、年間総所得金額の40%が上限です。

* 高所得の人ほど税率が高くなる、所得控除方式による控除も可能です。

住民税

川口市民の場合、県民税(4%)市町村民税(6%)の寄附金税額控除が受けられます。
他の市町村の方はお住まいの市町村税務担当課にお問合せください。

法人がご寄附された場合

損金算入額 = 一般の寄附金に係る損金算入限度額 + 認定NPO法人等に対する寄附金に係る損金算入限度額

法人税の算定において、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に取り扱われ、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入可能です。

たとえば・・・

(資本金等の額 × 0.25% + 所得の全額 × 5%) × 1/2

相続または遺贈により財産を取得した方が、相続財産を寄附する場合

相続税の算定において、認定NPO法人に対し相続税の申告期限内に寄附した相続財産は、一定の場合を除いて、相続税の課税対象から除かれます。